

## 「安全保障関連法案」に反対する意見書

安倍政権は、2014年7月1日の集団的自衛権容認を柱とした閣議決定を具体化するための「安全保障関連法案」を2015年5月15日に国会に提出しました。

その中身は、

- ①米軍等が世界のどこであつても戦争を始めたら、自衛隊が「戦闘地域」に行つて軍事支援をする。
- ②PKO法決定で、自衛隊が戦乱が続いている地域で治安維持活動に取り組める。
- ③日本に対する武力攻撃がなくても、時の政権の判断で集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃の戦争にも参戦する。

というものです。この法案に対し「地理的制約がなくなり、武力行使の範囲の拡大で戦争への不安がある」「現行憲法の理念、憲法9条に反する」との声が多く聞かれ、各種世論調査でも、この法案に対して反対の声が圧倒的です。

さらに6月4日の衆議院憲法審査会において、参考人質疑が行われました。3人の憲法学者がそろって他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案は「憲法違反」との考えを表明しました。

歴代内閣の憲法解釈を変更し、政府が進めている「安全保障関連法案」の成立には道理のないことは明確です。

この法案は憲法に反するものであるため、下記の事項を強く求めます。

- 1 恒久法を含む「安全保障関連法案」の今国会での成立を断念することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月12日

長野県上伊那郡南箕輪村議会  
議長 原 悟 郎

(宛 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、  
内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣